**科研費等複数課題による共用設備購入承認申請書**

申請にあたっては、事前に必ず裏面の【注意事項】をご確認ください

研究部長　殿

年　　　　月　　　　日

科学研究費助成事業の複数課題による共用設備購入について、以下の通り申請いたします。

申請代表者（管理責任者）：所属・職位・氏名

1.購入設備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 購入設備名 |  | 金額（税込） |  |

2.購入資金の負担割合

購入資金の負担割合（①②のいずれかにレ点をつけてください）

[ ] 　①研究課題数による等分

[ ] 　②使用割合による按分

3.共同購入研究者、充当する経費等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役割 | 共同購入研究者（所属・役職・氏名） | 充当する経費（研究種目・プロジェクト番号等） | 使用割合（②の場合のみ記載） | 負担金額（税込） |  |
| 記載例 | ○○学部・教授立命　太郎　　　 | 科研費（補助金）基盤A（23H00000） | 30　％ | 630,000 | 円 |
| 管理責任者 |  |  | ％ |  | 円 |
| 共同購入者 |  |  | ％ |  | 円 |
| 共同購入者 |  |  | ％ |  | 円 |
| 共同購入者 |  |  | ％ |  | 円 |
|  | 合計金額 |  | 円 |

4.研究者異動時の取扱いについて（レ点をつけてください）

[ ] 　次のことについて、購入者全員が同意している

共用設備を購入するための負担額を支出した研究者が他の研究機関に異動する場合、原則として引き続き立命館大学に在籍する研究者が管理・使用する。（但し、共用設備を購入するための負担額を支出した研究者全員が同意した場合は、異動先の研究機関に共用設備を移動させることができる）。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 備考（事務局通信欄） | 承認 | 確認 | 受付 |
|  |  |  |

本様式は「発注・契約依頼書　研究部様式1-1」及び関連書類（見積書、仕様書等）とともにリサーチオフィス科研費等予算担当に提出してください。

【注意事項】

* 科研費の研究者使用ルール（補助条件）・（交付条件）、及び学校法人立命館文部科学省科学研究費補助金等取扱規程に基づき、共同購入した設備は大学に寄付していただきます。

※共用設備とは科研費の複数の研究課題において共同して利用する設備で、機器備品（1件または1組の価格が50万円以上かつ耐用年数が1年を超えるもの）が対象になります。

* 設備を共用化しても各課題の研究遂行に支障を来たさないことが前提となります。
* 共用設備の購入経費を負担する研究者は、立命館大学に所属していることが条件です。
	+ 共用設備の購入時点で他の研究機関に異動が予定されている研究者は、共同購入は出来ません。
* 共用設備の購入経費を負担する補助事業者の中から申請代表者（管理責任者）を1人選出してください。なお、科研費（補助金分）と科研費（基金分）を合算して共用設備を購入することも可能です。また、1人の研究者の複数研究課題により、一つの設備（機械器具）を購入することも可能となります。
* 共用設備を購入するための負担額を支出した研究者が他の研究機関に異動する際の取扱いは、購入者全員の同意に基づき事前に定める必要があります（「4．研究者異動時の取扱いについて」への回答）。
* 科研費（補助金分）を合算する場合には当該年度において共用設備の使用予定がなければ購入することはできません。
* 購入初期費用以外のランニングコストについても共同購入者間で費用負担についての取り決めを行うようにしてください。
* 科研費応募時の研究計画についてはこれまで通りとし、共同購入を前提とする必要はありません。採択後、共同購入についてご検討ください。

・　科研費以外の競争的研究費制度（次の対象制度）で合算使用が認められました（「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」「2020年9月10日改正 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ」。

＜対象制度＞

以下の５法人（以下、「資金配分機関」という。）が所管する競争的研究費の各制度

・国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

・独立行政法人日本学術振興会（JSPS）

・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（NARO）

・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

科研費と他の競争的資金制度を合算して共用設備を購入する場合、「研究者の異動の取扱い」、「所有権」など設備の取扱が異なりますので、事前に必ず予算担当者までご相談ください。共用設備の購入が可能な研究費制度であるか確認のうえ、資金配分機関に別途手続きが必要な場合など、各制度の定めに従う必要があります。